

四日市市告示第 97 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、四日市都市計画地区計画の変更（川北工業地区地区計画の決定）をしたいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について縦覧期間満了の日までに四日市市に意見書を提出することができる。

令和 3年 3月 12日

四日市市長 森 智広

1. 都市計画の種類及び名称

種類：四日市都市計画地区計画

名称：川北工業地区地区計画

2. 都市計画を定めようとする土地の位置及び区域

位置：四日市市川北町地内

区域：都市計画図書において表示する

3. 都市計画の案の縦覧場所

四日市市諏訪町1番5号

四日市市都市整備部都市計画課

4. 縦覧期間

令和3年3月12日から令和3年3月26日まで

（土・日曜日を除く）

（都市整備部都市計画課）